

国民全体の奉仕者としての服務規律

国家公務員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することから、民間企業の勤労者とは異なり、服務上の義務や制約が法律で規定されています。

服務上の義務

- ✓ 服務の宣誓
- ✓ 法令及び上司の命令に従う義務
- ✓ 争議行為等の禁止
- ✓ 信用失墜行為の禁止
- ✓ 秘密を守る義務
- ✓ 職務に専念する義務
- ✓ 政治的行為の制限
- ✓ 私企業からの隔離・他の事業または事務の関与制限

これらの義務に違反すると、懲戒処分の対象となります。
また、秘密を守る義務に違反した場合などは刑事罰の対象にもなります。

標準的な処分量定の例

非違行為	免職	停職	減給	戒告
故意の秘密漏えい	●	●		
パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
公金の横領	●			
詐欺・恐喝	●	●		
酒酔い運転による人身事故	●			
部下職員が行った非行の隠ぺい、黙認		●	●	

